

令和元年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード 16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 業務本部 山口 節一
(TEL:03-5208-5211)

ETF の約款変更に関するお知らせ

当社は、下記のETFについて、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ETF 名称

- ① 1551_JASDAQ-TOP20 上場投信
- ② 1563_マザーズ・コア上場投信
- ③ 1671_WTI 原油価格連動型上場投信 (以下、本ETF)

○変更内容およびその理由

法令改正に伴い「信用リスク集中回避のための投資制限」を新設します。
変更内容の詳細は別紙をご参照ください。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○変更の日程について

①および②の日程

届出日 : 令和元年 10 月 7 日

実施日 : 令和元年 10 月 8 日

③の日程

届出日 : 令和元年 10 月 11 日

実施日 : 令和元年 10 月 15 日

以上

別紙

JASDAQ-TOP20 上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 7. <略></p> <p>8. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 7. <略></p> <p>8. <新設></p>

マザーズ・コア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 7. <略></p> <p>8. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 7. <略></p> <p>8. <新設></p>

別紙

WTI 原油価格連動型上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 8. <略></p> <p>9. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 8. <略></p> <p>9. <新設></p>